

令和8年6月2日

令和8年登米市議会定例会
6月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
同意第6号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	7
同意第7号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	8
同意第8号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	9
同意第9号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	10
同意第10号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	11
同意第11号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	12
同意第12号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	13
同意第13号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	14
同意第14号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	15
同意第15号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	16
同意第16号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	17
同意第17号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	18
同意第18号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	19
同意第19号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	20
同意第20号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	21
同意第21号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	22
同意第22号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	23
同意第23号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	24
同意第24号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	25
同意第25号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	26
同意第26号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	27
同意第27号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	28
同意第28号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	29

同意第29号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	30
報告第8号	継続費繰越計算書について	31
報告第9号	繰越明許費繰越計算書について	33
報告第10号	令和7年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について	35
報告第11号	令和7年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について	38
報告第12号	令和7年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について	41
報告第13号	登米市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	43
報告第14号	登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	53
報告第15号	登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	55
報告第16号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	57
議案第48号	令和8年度登米市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第49号	令和8年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第50号	令和8年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第51号	令和8年度登米市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第52号	令和8年度登米市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第53号	令和8年度登米市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第54号	令和8年度登米市病院事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第55号	令和8年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第56号	登米市自家用有償旅客運送実証運行自動車条例の制定について	58
議案第57号	登米市印鑑条例の一部を改正する条例について	61
議案第58号	登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び登米市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	62

議案第59号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	64
議案第60号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について	67
議案第61号	登米市道路占用料条例の一部を改正する条例について	68
議案第62号	登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	74
議案第63号	財産の取得について	75
議案第64号	財産の取得について	76
議案第65号	登米市辺地総合整備計画の策定について	77

同意第6号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊谷 康 信

氏 名	岩崎 とみ子
住 所	登米市迫町

同意第7号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊谷 康 信

氏 名	及川 祐宏
住 所	登米市迫町

同意第8号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊谷 康 信

氏 名	千葉 昭広
住 所	登米市迫町

同意第9号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊谷 康 信

氏 名	小野寺 義幸
住 所	登米市迫町

同意第 10 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	芳賀 秀二
住 所	登米市登米町

同意第 11 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	鈴木 泰子
住 所	登米市東和町

同意第 12 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	後藤 きみゑ
住 所	登米市東和町

同意第 13 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	門馬 一郎
住 所	登米市中田町

同意第 14 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	佐々木 喜朗
住 所	登米市中田町

同意第 15 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	佐々木 尚
住 所	登米市中田町

同意第 16 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	伊藤 光生
住 所	登米市中田町

同意第 17 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	加美山 竜太
住 所	登米市豊里町

同意第 18 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	佐藤 瑛彦
住 所	登米市豊里町

同意第 19 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	佐藤 久順
住 所	登米市米山町

同意第 20 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	鹿野 昭子
住 所	登米市米山町

同意第 21 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	石堂 貴博
住 所	登米市米山町

同意第 22 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	櫻井 利光
住 所	登米市米山町

同意第 23 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	阿部 晃徳
住 所	登米市米山町

同意第 24 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	阿部 静男
住 所	登米市石越町

同意第 25 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	小野寺 鉄子
住 所	登米市石越町

同意第 26 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	浅野 和宏
住 所	登米市南方町

同意第 27 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	鈴木 正吉
住 所	登米市南方町

同意第 28 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	渡邊 克昭
住 所	登米市南方町

同意第 29 号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	高橋 健之
住 所	登米市中田町

報告第8号

継続費繰越計算書について

令和7年度登米市一般会計予算の継続費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊谷 康 信

(別紙)

令和7年度 登米市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
10	教育費	1 教育総務費	6,983,413,000	3,156,566,000	923,050,000	4,079,616,000	2,242,608,000	1,837,008,000	1,837,008,000	4,658,000	741,850,000	1,090,500,000	
		7 学校給食費	1,830,894,000	97,715,000		97,715,000	2,393,000	95,322,000	95,322,000	8,078,000	13,744,000	73,500,000	
合 計			8,814,307,000	3,254,281,000	923,050,000	4,177,331,000	2,245,001,000	1,932,330,000	1,932,330,000	12,736,000	755,594,000	1,164,000,000	

報告第9号

繰越明許費繰越計算書について

令和7年度登米市一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊谷 康 信

(別紙)

令和7年度 登米市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	多機能型複合施設整備事業	131,572,000	131,572,000					131,572,000
		南方総合支所維持管理事業	528,000	380,000					380,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳等管理事業	2,926,000	2,926,000		2,926,000			
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	6,282,000	4,686,000		4,686,000			
4 衛生費	4 上水道費	水道事業会計への繰出し	214,803,000	214,803,000		214,803,000			
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	7,717,000	7,717,000		7,717,000			
		畜産振興事業	60,829,000	43,229,000		38,994,000			4,235,000
		農業用排水施設等維持管理事業	10,055,000	10,054,000		10,000,000			54,000
	2 林業費	市有林管理事業	15,541,000	11,828,000		11,718,000			110,000
7 商工費	1 商工費	商工振興育成事業	149,750,000	149,750,000		149,750,000			
8 土木費	4 都市計画費	景観形成事業	11,539,000	11,539,000					11,539,000
10 教育費	2 小学校費	学校建設事業	66,272,000	66,272,000			44,900,000		21,372,000
合計			677,814,000	654,756,000	0	440,594,000	44,900,000		169,262,000

報告第 10 号

令和 7 年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 7 年度登米市水道事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

(別紙)

令和7年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	負担金・補償金	国・県補助金	出資金	損益勘定留保資金等			
11	1	資本的支出	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		建設改良費	2,000,000	0	1,650,000	0	0	0	0	1,650,000	350,000		関係機関との協議や事業間の調整及び工法の再検討等に不測の日数を要したため
		導水施設整備事業	1,492,988,000	1,270,880,214	220,622,000	61,100,000	0	71,249,000	71,200,000	17,073,000	1,485,786		国の補正予算に伴う事業であり、事業期間を確保できなかったため
		配給水施設整備事業	808,276,000	354,613,130	417,543,000	214,000,000	0	71,879,000	26,451,000	105,213,000	36,119,870		関係機関との協議や事業間の調整及び工法の再検討等に不測の日数を要したため
		計	2,303,264,000	1,625,493,344	639,815,000	275,100,000	0	143,128,000	97,651,000	123,936,000	37,955,656		

(別紙)

令和7年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	負担金・補償金	国・県補助金	出資金	損益勘定留保資金等			
9	1	営業費用	円 26,300,000	円 25,116,300	円 1,183,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 1,183,000	円 700		県事業の工期延長等により、工期が確保できなかったため
		基本料高騰の免除に係る水道	円 4,990,000	円 0	円 4,070,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 4,070,000	円 920,000		国の令和7年度補正予算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業であり、事業期間を確保できなかったため
		計	円 31,290,000	円 25,116,300	円 5,253,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 5,253,000	円 920,700		

報告第 11 号

令和 7 年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和 7 年度登米市下水道事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

(別紙)

令和7年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな即資産の購入限度額	説明	
						企業債	負担金・補償金	国・県補助金	出資金	損益勘定留保資金等				
11	資本的支出	1												
		管渠整備事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		関係機関との協議や事業間の調整及び工法の再検討等に不測の日数を要したため
		575,958,000	27,839,566	547,106,000	408,200,000		135,203,000			3,703,000	1,012,434			
		処理場施設整備事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円		関係者との協議及び材料、部品の供給不足により機器の納品等に不測の日数を要したため	
		計	1,078,797,000	139,613,137	920,146,000	646,400,000		269,621,000		4,125,000	19,037,863			

(別紙)

令和7年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	負担金・補償金	国・県補助金	出資金	損益勘定留保資金等			
9	1	登米市特定環境保全公共下水道広域化検討資料作成業務	円 10,222,000	円	円 10,222,000	円	円	円 5,110,000	円	円 5,112,000	円	円	関係機関との協議に不測の日数を要したため
		登米市佐沼環境浄化センター耐震診断業務	円 32,400,000		円 32,400,000			円 11,469,000		円 20,931,000			国の補正予算に伴う事業であり、事業期間を確保できなかったため
		農村整備事業(計画策定地区)	円 4,180,000		円 3,784,000			円 3,000,000		円 784,000	円 396,000		国の補正予算に伴う事業であり、事業期間を確保できなかったため
		西野ユニット処理場スクリーン	円 5,500,000		円 5,500,000					円 5,500,000			材料、部品の供給不足により機器の納品に不測の日数を要したため
		計	円 52,302,000		円 51,906,000			円 19,579,000		円 32,327,000	円 396,000		

報告第 12 号

令和 7 年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について

令和 7 年度登米市病院事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

(別紙)

令和7年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	留保資金	既収入特定財源			
1 資本的支出	1 建設改良費	登米市民病院改修事業	円 7,260,000	円	円 7,260,000	円	円	円 7,260,000	円	円	部材の調達に不測の日数を要したため
		医療機器等整備事業	円 149,600,000		円 149,600,000	円 137,400,000		円 12,200,000			機器の調達に不測の日数を要したため
計			円 156,860,000		円 156,860,000	円 137,400,000		円 19,460,000			

報告第13号

登米市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告 について

令和8年3月31日、登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊谷康信

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

登米市長 熊 谷 康 信

登米市税条例の一部を改正する条例

登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第6項中「（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）」を削る。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受ける

ものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）並びに第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1

号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「10分の7」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「10分の7」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項を同条第16項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」

を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額

(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定

並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の登米市税条例第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した同号に掲げる規定による改正前の登米市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の登米市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住

用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の登米市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 前条第3号に掲げる規定による改正後の登米市税条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 前条第4号に掲げる規定による改正後の登米市税条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の登米市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の登米市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 この条例による改正後の登米市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(登米市税条例及び登米市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 登米市税条例及び登米市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(平成26年登米市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

報告第 14 号

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免
に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告
について

令和 8 年 3 月 31 日、登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成 23 年登米市条例第 19 号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

登米市長 熊 谷 康 信

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和7年度分」を「令和8年度分」に改める。

第4条第2項中「令和7年度」を「令和8年度」に、「令和8年3月末日」を「令和9年3月末日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

報告第 15 号

登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等 に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告 について

令和 8 年 3 月 31 日、登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例（平成 28 年登米市条例第 26 号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例（平成28年登米市条例第26号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

登米市長 熊 谷 康 信

登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例（平成28年登米市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「償却資産」の次に「（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。）」を加える。

第3条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

報告第 16 号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊谷 康 信

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
交通事故	令和8年4月1日	令和8年1月19日、職員の運転する公用車が豊里町浦軒地内の市道において、進行方向左側にある道路標識と公用車左側ドアミラーが接触し、道路標識に損害を与えたもの	221,838 円 その余の請求を放棄
交通事故	令和8年4月1日	令和8年1月19日、職員の運転する公用車が豊里町浦軒地内の市道において、進行方向左側にある道路標識と公用車左側ドアミラーが接触したことにより、相手方駐車場に損害を与えたもの	74,580 円 その余の請求を放棄

議案第 56 号

登米市自家用有償旅客運送実証運行自動車条例の制定について

登米市自家用有償旅客運送実証運行自動車条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市自家用有償旅客運送実証運行自動車条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大崎市民病院又は石巻赤十字病院へ自ら移動することが困難な者への当該移動の支援を目的として道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の実証運行を行うため、登米市自家用有償旅客運送実証運行自動車（以下「実証運行自動車」という。）を設置し、その運行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運行路線等)

第 2 条 実証運行自動車の運行（以下「運行」という。）に係る停留所は、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 運行の路線は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(運行日)

第 3 条 実証運行自動車の運行日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、登米市の休日を定める条例（平成17年登米市条例第 2 号）に定める休日には運行しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、同項に規定する運行日を変更し、又は臨時に運行しない日を設けることができるものとする。

(運行の中止等)

第 4 条 市長は、天災その他やむを得ない事由により運行上支障があると認めるときは、運行の経路及び運行の回数を変更し、又は運行を中止することができる。

(利用対象者)

第 5 条 実証運行自動車を利用することができる者は、大崎市民病院若しくは石巻赤十字病院に通院する者又はその介助者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有している者
 - (2) 大崎市民病院又は石巻赤十字病院へ自ら移動することが困難であると市長が認める者
- (利用許可)

第6条 実証運行自動車を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 前項の規定による許可に関して必要な事項は、規則で定める。
- (使用料)

第7条 市長は、実証運行自動車を利用する者（以下「利用者」という。）から使用料を徴収するものとする。

- 2 前項の使用料の額は、利用1回当たり500円とする。
- (使用料の不還付)

第8条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、第4条の規定により実証運行自動車を利用できなかった場合は、この限りでない。

(利用の制限)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の乗車を拒み、又は降車させることができる。

- (1) 第6条第1項の規定による許可を受けないで乗車しようとするとき。
- (2) 運行上必要な指示又は措置に従わないとき。
- (3) 他の利用者に危害を加え、又は迷惑となる行為をしたとき。
- (4) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第13条各号に掲げる者に該当するとき。
- (5) 旅客自動車運送事業運輸規則第53条各号に掲げる行為をしたとき。

(遵守事項)

第10条 利用者は、運行の安全保持のため、当該運行に従事する者の指示に従わなければならない。

(原状回復及び損害賠償)

第11条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、実証運行自動車を汚損又は毀損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。
- (この条例の失効)

2 この条例は、令和8年10月31日限り、その効力を失う。

(準備行為)

3 第6条第1項に規定する許可に関して必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
登米市役所	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
登米市登米総合支所	登米市登米町寺池目子待井381番地1
登米市豊里総合支所	登米市豊里町小口前80番地
登米市米山総合支所	登米市米山町西野字的場181番地
登米市南方総合支所	登米市南方町新高石浦130番地
大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目8番1号
石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下71番地

別表第2 (第2条関係)

路線名		起点	経由地	終点
大崎市民病院線	往路	登米市役所	登米市南方総合支所	大崎市民病院
			登米市米山総合支所	
	帰路	大崎市民病院	登米市米山総合支所	登米市役所
			登米市南方総合支所	
石巻赤十字病院線	往路	登米市役所	登米市登米総合支所	石巻赤十字病院
			登米市豊里総合支所	
	帰路	石巻赤十字病院	登米市豊里総合支所	登米市役所
			登米市登米総合支所	

備考 各停留所に係る出発及び到着の時刻、各停留所間の経路並びに各路線の1日の運行回数については、市長が別に定める。

議案第 57 号

登米市印鑑条例の一部を改正する条例について

登米市印鑑条例（平成17年登米市条例第11号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市印鑑条例の一部を改正する条例

登米市印鑑条例（平成17年登米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「であつて、」を「をいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）（これらのうち、」に、「ものをいう」を「ものに限る」に改める。

第14条中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 58 号

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例及び登米市職員等の旅費に関する条例の一部を改正す る条例について

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年登米市条例第54号）及び登米市職員等の旅費に関する条例（平成17年登米市条例第60号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び登米市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

（登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 1 条 登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年登米市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 6 条第 3 項中「別表第 2 に掲げる額を超えない範囲内において規則で定める額（同表において「宿泊費基準額」という。）」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第 2 第 1 号の表又は第 2 号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表の指定職職員等の欄に掲げる額を職員の例により計算した額」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

（登米市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第 2 条 登米市職員等の旅費に関する条例（平成17年登米市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第13条中「別表第 1 に定める額を超えない範囲内において規則で定める額（次条及び同表において「宿泊費基準額」という。）」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。第15条において「省令」という。）別表第 2 第 1 号の表又は第 2 号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表の職務の級が10級以下の者の欄に掲げる額（次条において「宿泊費基準額」という。）」に改める。

第15条中「別表第2で定める額を超えない範囲内において規則で定める1夜当たりの定額」を「1夜につき省令別表第3第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表に掲げる額」に改め、同条に次の3項を加える。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第3第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表に掲げる額とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1とする。

4 旅行者が旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「新特別職給与条例」という。）及び第2条の規定による改正後の登米市職員等の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、新特別職給与条例及び新旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に新旅費条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

議案第 59 号

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成17年登米市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第 5 項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3 万円とする。

第23条第 1 項中「66万円」を「67万円」に、「）並びに」を「）、」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円）」を加え、同項第 1 号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 700円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

（イ） 特定世帯 280円

（ウ） 特定継続世帯 420円

第23条第 1 項第 2 号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加

える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について500円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

（イ） 特定世帯 200円

（ウ） 特定継続世帯 300円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について200円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

（イ） 特定世帯 80円

（ウ） 特定継続世帯 120円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割

額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の登米市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 60 号

登米市介護保険条例の一部を改正する条例について

登米市介護保険条例（平成17年登米市条例第142号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市介護保険条例の一部を改正する条例

登米市介護保険条例（平成17年登米市条例第142号）の一部を次のように改正する。
附則に次の 1 項を加える。

（令和 8 年度分の保険料の減免の特例）

- 12 市長は、令和 8 年度分の保険料について、第11条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者に対し、申請によらずに減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 61 号

登米市道路占用料条例の一部を改正する条例について

登米市道路占用料条例（平成17年登米市条例第198号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市道路占用料条例の一部を改正する条例

登米市道路占用料条例(平成17年登米市条例第198号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

登米市道路占用料等条例

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	530
	第2種電柱		810
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		470
	第2種電話柱		750
	第3種電話柱		1,000
	その他の柱類		47
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	460
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	280
	変圧塔その他これに類するもの及	1個につき1年	940

	び公衆電話所				
	郵便差出箱及び信書便差出箱			390	
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき	1 年	580	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき	1 年	940	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年		20	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		28		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		42		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		56		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		85		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		200		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		280		
	外径が1メートル以上のもの		560		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	3
			その他のもの		9

		置する 導線そ 他の 線類			
		道路の構造又は 交通の状況を表 示する標示柱そ 他の柱類	1本につき1年		750
		その他 のもの	上空に 設ける もの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	470
			地下に 設ける もの		280
	その他のもの				940
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方 メートルにつき 1年	940
法第32条第1 項第5号に掲 げる施設	地下街及び地下 室	階数が1のもの	1年	占用面積1平方 メートルにつき	時価に0.004を乗 じて得た額
		階数が2のもの			時価に0.006を乗 じて得た額
		階数が3以上の もの			時価に0.008を乗 じて得た額
		上空に設ける通路		290	
		地下に設ける通路		180	
	その他のもの			940	
法第32条第1 項第6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、 一時的に設けるもの			占用面積1平方 メートルにつき 1日	6
	その他のもの			占用面積1平方 メートルにつき 1月	58
道路法施行令 (昭和27年政	看板(アーチであ るものを除く。)	一時的に設ける もの		表示面積1平方 メートルにつき	58

令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件			1月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	580
	標識		1本につき1年	750
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
		その他のもの	1本につき1月	58
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	58
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	580
		その他のもの		290
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	58
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	94
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.018を乗じて得た額	

	上空に設けるもの		時価に0.018を乗じて得た額
	地下(トンネルの階数が1のもの 上の地下を除く。)に設けるもの		時価に0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	時価に0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	時価に0.008を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.026を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき	時価に0.024を乗じて得た額
	その他のもの	1年	時価に0.017を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき	時価に0.024を乗じて得た額
	その他のもの	1年	時価に0.017を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	時価に0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの	1年	時価に0.024を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき 1年	時価に0.026を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	時価に0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		時価に0.024を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.034を乗じて得た額

令第7条第14号及び第15号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	時価に0.034を乗じて得た額
----------------------	-------------------------	-----------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の登米市道路占用料等条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

(登米市行政財産使用料条例の一部改正)

3 登米市行政財産使用料条例（平成17年登米市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第4条中「登米市道路占用料条例」を「登米市道路占用料等条例」に改める。

(登米市公共物管理条例の一部改正)

4 登米市公共物管理条例（平成17年登米市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「登米市道路占用料条例」を「登米市道路占用料等条例」に改める。

(登米市都市公園条例の一部改正)

5 登米市都市公園条例（平成17年登米市条例第202号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2号の表中「登米市道路占用料条例」を「登米市道路占用料等条例」に改める。

(登米市下水道条例の一部改正)

6 登米市下水道条例（平成17年登米市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項中「登米市道路占用料条例」を「登米市道路占用料等条例」に改める。

(登米市農業集落排水事業条例の一部改正)

7 登米市農業集落排水事業条例（平成17年登米市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「登米市道路占用料条例」を「登米市道路占用料等条例」に改める。

議案第 62 号

登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第216号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 2 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第216号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 号の表中「893.0」を「995.4」に、「16,069」を「19,100」に、「7,189」を「8,641」に、「284.5」を「278.3」に、「5,197」を「4,740」に、「2,783」を「2,419」に、「2,130」を「1,420」に、「726」を「550」に、「293.0」を「326.7」に、「4,130」を「4,570」に、「1,760」を「2,241」に、「139.4」を「140.0」に、「1,656」を「1,570」に、「571」を「526」に、「2,200」を「1,550」に、「1,052」を「770」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊谷 康 信

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 高規格救急自動車購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 30,778,000円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県登米市迫町佐沼字的場88番地1
宮城トヨタ自動車株式会社 MTG佐沼
店長 伊藤 一紀 |

議案第 64 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊谷 康 信

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 可搬消防ポンプ付軽四輪駆動（デッキバン）積載車購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 25,410,000円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県大崎市古川中里一丁目10番29号
株式会社 古川ポンプ製作所
代表取締役 氏家 英人 |

議案第 65 号

登米市辺地総合整備計画の策定について

登米市辺地総合整備計画を別紙のとおり策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

登米市長 熊 谷 康 信

(別紙)

総合整備計画書

宮城県登米市 豊里町白鳥辺地
(辺地の人口：194人、面積：1.6km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称：登米市豊里町白鳥山、白鳥前、白鳥、新白鳥前、新中谷岐、中谷岐、砥取場、福沢、上白鳥浦、白鳥浦

(2) 地域の中心の位置：登米市豊里町白鳥68番地8

(3) 辺地度点数：117点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、本市の南東部に位置し、東側は北上川、南側は旧北上川に沿った地形となっており、地勢は閉鎖的であり、川沿いに集落が形成されている。

地理的条件が悪く、交通事情も悪い地域であり、生活の利便性の確保、生活環境の向上が望まれており、地域内の道路及び橋りょうの整備が重要な課題となっている。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和9年度まで 2年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
市町村道	登米市	61,616	0	61,616	61,500
橋りょう	登米市	198,462	116,561	81,901	81,800
合 計		260,078	116,561	143,517	143,300

(別紙)

総合整備計画書

宮城県登米市 豊里町西二ツ屋辺地
(辺地の人口：213人、面積：3.1km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称：登米市豊里町新切津、鏡形、剣先、二ツ屋、内一番江、新田鏡形、長前、新長前、外一番江、外二番江、外四番江、外五番江、外六番江、外七番江、東二番江、二番江、三番江、四番江、五番江、七番江、新剣先、下剣先

(2) 地域の中心の位置：登米市豊里町二ツ屋129番地1

(3) 辺地度点数：109点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、本市の南東部に位置し、平坦地で農地が大部分を占めている。西側は迫川に沿った地形となっており、南側を県道涌谷津山線が通り、県道の南側に集落が形成されている。

火災時において機動的に地域住民の生命、財産を守るために消防設備の充実が望まれており、地域住民の安全安心な生活環境を確保するため、早急に消防施設の整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
消防施設	登米市	9,150	3,169	5,981	5,400
合 計		9,150	3,169	5,981	5,400